



日本発の女性の首相が誕生して1か月あまり。「決断と前進の内閣」とのことでのこの1か月程だけでも色々な方針がでてきました。来年は国民にとって良い年になることを期待します。

TEL 043-241-6121

FAX 043-243-3430

URL <https://www.osmk-ohb.co.jp>

令和7年12月1日

代表社員 大嶋 幸児

法定調書の電子申告が義務化！？

法定調書の提出の期限が年明け1月末が期限となっているため、年内に準備を進めようという方もいらっしゃるかと思います。

従前、法定調書の提出は、2年前の提出枚数が種類ごとに100枚以上となった場合、電子申告(e-Taxなど)が義務とされてきました。しかし、この「100枚以上」の要件が、2027年1月以降提出分からは「30枚以上」に変更されます。このため、今回の法定調書の提出が2年後の提出方法がどうなるかを左右する訳です。

既に通常の納税もe-Taxを利用している方などにとっては違和感がないかもしれません、あまり使い慣れていない方にとっては新たに電子申告が義務化されると負担が増える可能性があります。

この「30枚」というのは、法定調書の種類ごとに判定されます。

代表的な法定調書には

- ① 給与所得の源泉徴収票
- ② 退職所得の源泉徴収票
- ③ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- ④ 不動産の使用料等の支払調書

がありますが、①が35枚、②が3枚、③が5枚、④が20枚であった場合に電子申告が義務化されるのは①のみです。

投資用不動産の相続税対策の規制強化

不動産を購入すると、実際の購入価額に対して相続税評価の方が低くなる傾向があります。これは相続税評価が路線価等を用いるのが通例となっているため、購入価額との差が生じるためです。このため現金で資産を保有するよりも賃貸用不動産などを購入して

相続財産を少なくするような事例が多く発生しています。

自民党の税制調査会では、購入から 5 年以内の相続の場合には、相続税評価額ではなく実際の購入価額を基に評価額を算定する方法に改正される予定のようです。

これ以外にも近年は物件引渡し前の転売の横行や居住意思のない外国人によるマンションの取得など投機的な需要の増加によりマンション価格が高騰しています。

日銀による利上げの見込ちらほら聞こえてきているなか、居住目的でマンションを購入したい人にとって住宅ローンの金利負担は大きなものとなるため適正な実需に基づいた物件相場に調整するためには必要な施策なのだと思います。

以上